

＊町会活動推進補助金の対象経費について＊

活動内容	支出項目	備 考
地域コミュニティ活動	集会所維持管理費（電気・水道・ガス）など	集会所修繕等補助制度の対象にならない20万円未満の簡易な修繕費や集会所で使用する消耗品・備品等
	掲示板設置・修繕費用	
	回覧板購入費用	
	町会の会議費用（会場使用料・資料作成費）	対象外となるもの：食事代、アルコール類の代金
祭り・運動会など地域の行事実施に必要な費用		提灯、テント、舞台等設営費、保険料、燃料代、参加者粗品代、イベントにかかる材料、電気工事、はっぴ、スピーカー、アンプ、肥料等
		対象外となるもの：老人会など他団体への寄付金、寺社などへの奉納金、食事・アルコール代、神事・祭礼にかかる物品（御神灯など）
防災・防犯活動	防災備品等購入費	会館の懐中電灯、毛布、水等の備蓄品、防災倉庫
	防災訓練等に使用する消耗品費	バケツ、スコップ、非常食、参加者粗品、保険料等 ※危機管理課からの支給品は除く
	夜警等に必要な消耗品費	カイロ、灯油等燃料費など ※防犯協会の支部活動費を充てたものを除く
	消火器購入及び薬剤交換費	処分費用、格納箱
	防犯カメラ維持管理費	電気代、メンテナンス代（修繕費用を除く）
環境美化活動	町内清掃に必要な消耗品費	ごみ袋、軍手、ごみバサミ、参加者粗品代、腕章、除草剤、草刈機、替刃、 ※環境対策課からの支給品は除く
	ごみ処分費用	不法投棄等でやむを得ず町会費により実施する場合
	害虫等駆除にかかる費用	スズメバチ駆除などやむを得ず町会費で実施する場合